

会 議 開 催 案 内

宮古地域県立病院運営協議会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

令和4年12月26日

宮古地域県立病院運営協議会

1 開催日時

令和5年1月18日（水） 15時から

2 開催場所

岩手県立宮古病院 2階 会議室

3 議題

- (1) 県立病院の現状と課題について
- (2) 岩手県立宮古病院の取り組み状況について
- (3) 岩手県立山田病院の取り組み状況について
- (4) 宮古医療圏の医療資源・患者の状況・経営収支等について
- (5) その他

4 傍聴定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用をお願いします。受付で体温などの確認を行った入室を許可します。なお、体調不良の場合はご遠慮願います。
- (2) 受付開始時間は当日14時30分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

宮古市崎鍬ヶ崎第1地割11番地26

岩手県立宮古病院 事務局総務課内（担当：乱場）

電話 0193-62-4011 内線5201

7 ホームページアドレス

岩手県立宮古病院ホームページ 病院からのお知らせ（トップページ）

<http://www.miyako-hp.jp/>

傍 聴 要 領

宮古地域県立病院運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスク着用で傍聴すること。